

り、尾張産のものと燻し瓦がある。

鑑瓦は尾張産のもの（第11図1・3、図版33・4）とそれ以外の燻し瓦（第11図2・4、図版31・2）がある。瓦当文様は左巴文で、外区に珠文をめぐらすもの（1～3）と珠文のないもの（4）がある。筒瓦部は凸面が撫でて調整され、凹面には布目痕がある。

宇瓦は瓦当文様が唐草文である（第11図7・8、図版37～9）。

筒瓦は凸面は撫でて調整され、凹面には布目痕がある（第11図5・6、図版36）。また凹面に墨書が認められるものがある（6）。

平瓦は厚さが三・三センチと一・六～二・五センチの二種類がある（第11図9、第12図）。大部分は篋削りで整形されているが、凸面に格子の叩き目痕が残存するものがある。また筒瓦同様に凹凸の両面又は凸面に墨書が認められるものが存在する（第12図、図版310）。

以上により石列遺構と旧護岸石積み遺構については1石列の設置、2石列を瓦や廃材の木材で補修、3石列の西端の石を後補し、長さを短くする。4護岸石積みの、四時期が推定される。1は直接遺構に伴う遺物はないが、廃用の瓦などは平安時代末期のもので、鳥羽離宮の創建時まで遡る可能性がある。2は廃用の瓦と木材により石列を補修した時期で、安楽寿院が整備された慶長年間が考えられる。3の時期は出土遺物がなく不明である。4の時期は遺存石列を基礎とする橋が存在した時期と関係し、護岸石積みは3と同一時期が推定される。検出された遺構の処置については木杭・板は取り上げ、石列は護岸工事の基礎部分に当る

ため計画を一部変更し、堀の深さまで埋め戻した後に、露出する上端部を砂を入れて整地して、その上をシートで覆って石積み基礎面とした。また旧護岸石積み遺構は石積みの裏込め部分になるのでそのまま埋め戻した。その他の箇所については予定通り工事を実施した。

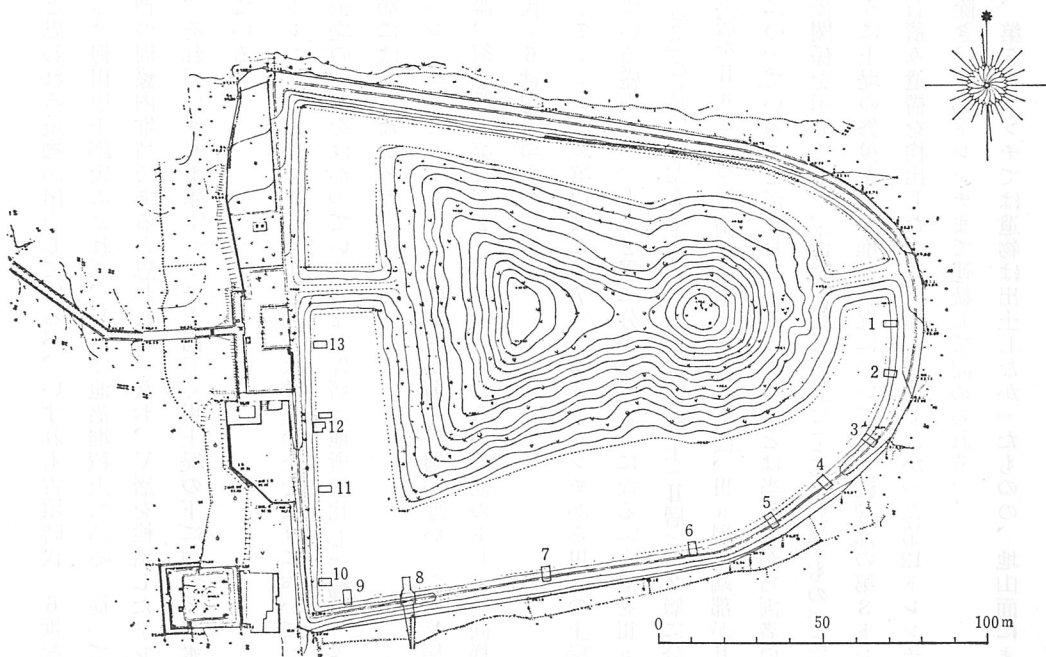
（井上喜久男）

欽明天皇陵外堤の樋管改修箇所及び漏水止・護岸工事

区域の調査

欽明天皇櫓隈坂合陵は、明日香村大字平田の北方にある東西に延びた丘陵の南斜面に立地し、主軸が尾根筋に沿った前方後円墳である。丘陵の傾斜面に築造されているために、北側と南側では基底面に約三メートルのレベル差がある。このため、主軸のやや北寄りに、前方部と後円部で各一箇所の渡土堤を設けて周濠を二つに分けている。丘陵斜面を切断して造成した北側の濠は空濠となっているが、南側の濠は水を湛え、近在の田畑を潤している。最近、南側土堤の漏水が著しく、貯水の障害となっているので、この部分に止水壁と外堤護岸・樋管樋門及び余水吐改修工事を行うこととなり、事前調査を実施した。

調査は昭和五十三年十月二十四日に着手し、十一月十三日までの二十一日間にわたった。この間、十一月十日には地質・土木・考古の専門家の現地検分のうえ、ひき続いて畝傍陵墓監区事務所で工法検討会を催



第13図 欽明天皇陵トレンチ位置図 (1/2250)

し、それぞれの立場からの指導・助言を賜った。

調査は、工事予定箇所に一三本のトレンチを設定して進めたが、第12トレンチについては拡張区を設けるとともに、北隣りに新たなトレンチを設けて第12bトレンチと称した。

以上のトレンチを通じて次の標準的な層序を認めることができる。

I層 表土。

II層 III層に対応する周濠内の堆積土。

III層 現在の土堤を構成している幕末以後の盛土。

IV層 V層以後、幕末の修陵期までの堆積土。

V層 池沼堆積土で、原初の周濠内に堆積したもの。

VI層 領家層群を構成する花崗岩の風化した砂層で、地山である。

以下各トレンチにおける層位の状況を述べる。

第1・2トレンチ (第14図1・2) 表土 (I層) 下には、土堤側に茶褐色ないし黄褐色の粘質土からなる盛土 (III層) があって堤を形成している。そして濠内には、これに対応するように砂層ないし粘土層からなる濠底堆積土 (II層) が広がっている。このII・III層の下には黄褐色粘質土層 (IV層) が水平に堆積しているが、第1トレンチからは瓦器碗の小片 (第17図12) が出土しており、本層形成期の一時点を知ることができる。IV層と同様に水平に堆積している青灰色粘質砂層 (V層) は、地山の青灰色砂層 (VI層) 上にある。このV層からは第1トレンチで土師器及び須恵器 (第17図1) が、第2トレンチでは

埴輪片と思われる遺物が出土しているが、いずれも古墳時代（6世紀）に属する。梅田甲子郎氏によれば、V層は池沼堆積土である。従ってこれは当初の周濠内堆積であると思われる。なお、V層を検出したトレンチでは、それがいずれも本トレンチと同じく現土堤の下に向かって水平に延びている。

第3トレンチ（第14図3） III層内では数種の土を交互においてつき締め、土堤の強化をはかっている。またIV層は他所に比して極めて厚く、V層には達しなかった。

第4トレンチ このトレンチではV層が薄くIV層が厚い。なおV層から土師器、須恵器（第17図2）が出土しているが、他のトレンチ同様、古墳時代（6世紀）のものである。

第5～7トレンチ（第14図5～7） 第5トレンチからIII層の土堤を構成している盛土層が、上下2層に分かれるようになる（上層をIII aとする）。またこれに呼応するように、周濠内堆積土（II層）も2層に分かれる（上層をII aとする）。両者の関係については、III a層の端部がII a層の上ののっていることが注目される。このことは当然ながら両者の時間的先後関係を示しており、土堤が修復されたことを表すものである。このように土堤の修復を示す堆積状況については、樋管部の第8トレンチと、石積み遺構を検出したために深く掘削しなかった第12トレンチの両者を除き、第13トレンチまで連続して認められる。

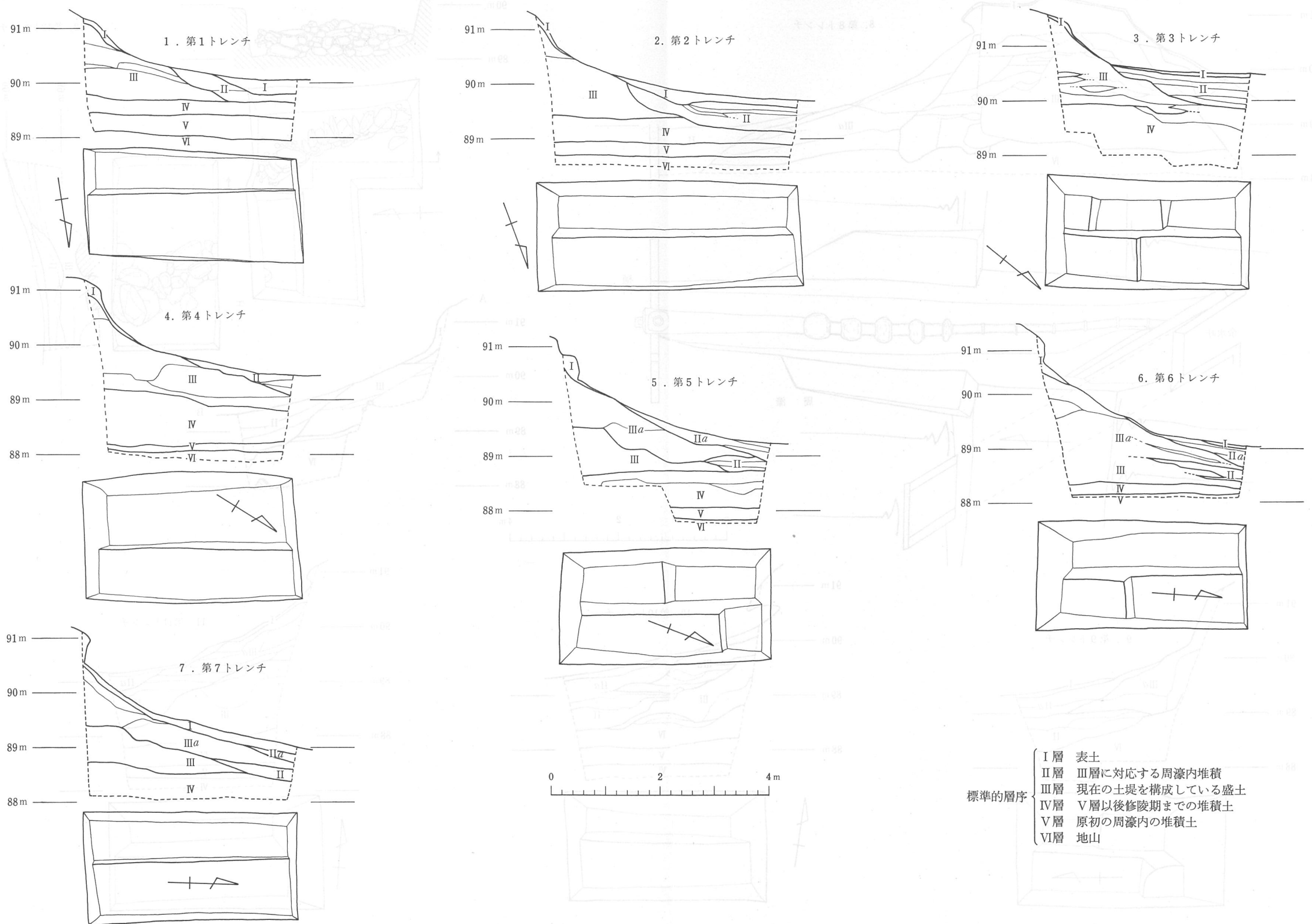
さて、第5トレンチでは遺物は出土しなかったものの、地山面にまで

達する断面の検討によって、原初の周濠内堆積であるV層の存在を確認することができた。第6トレンチについては、薄いIV層の下にV層が堆積していることが、第5トレンチ同様、断面の検討によって認められた。

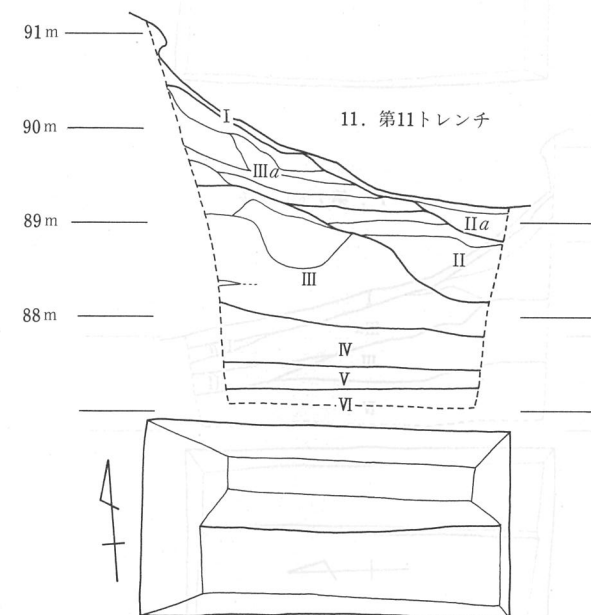
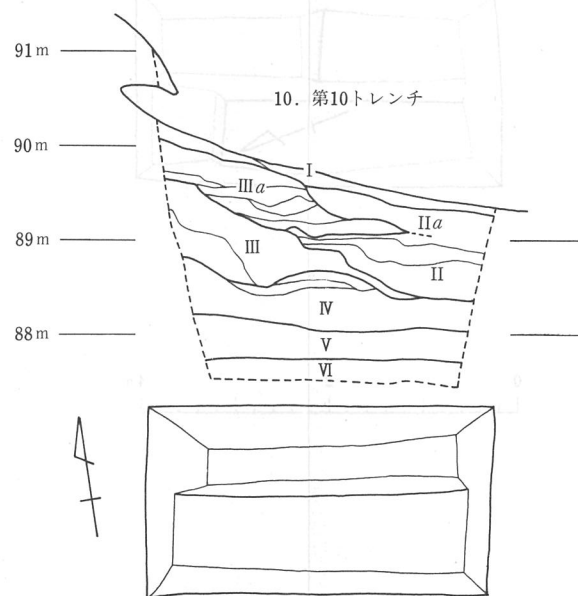
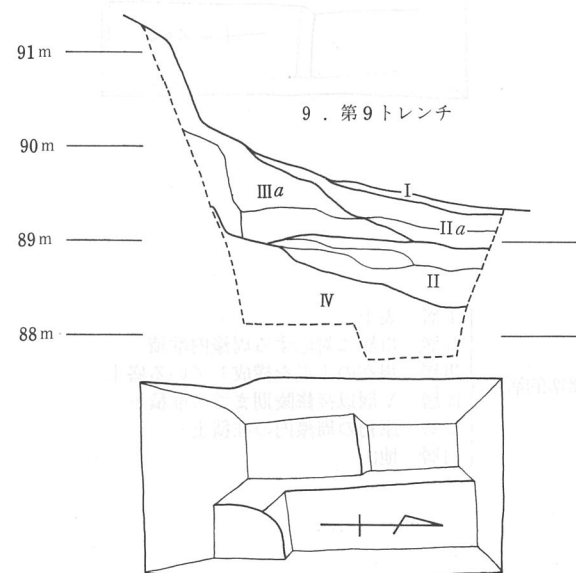
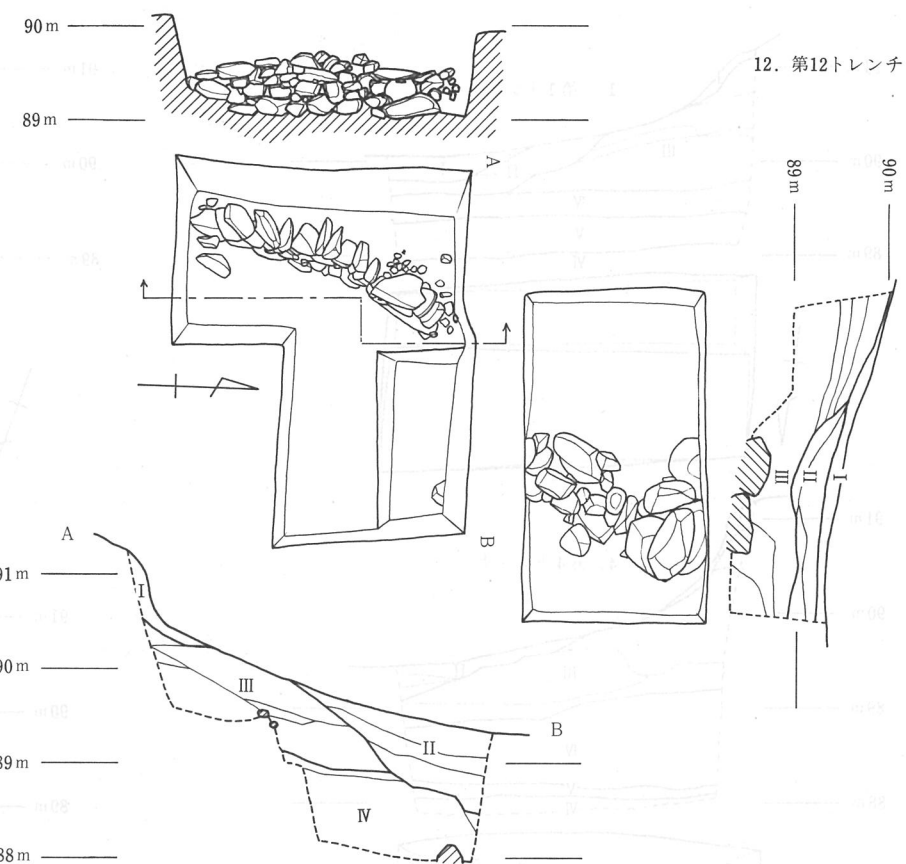
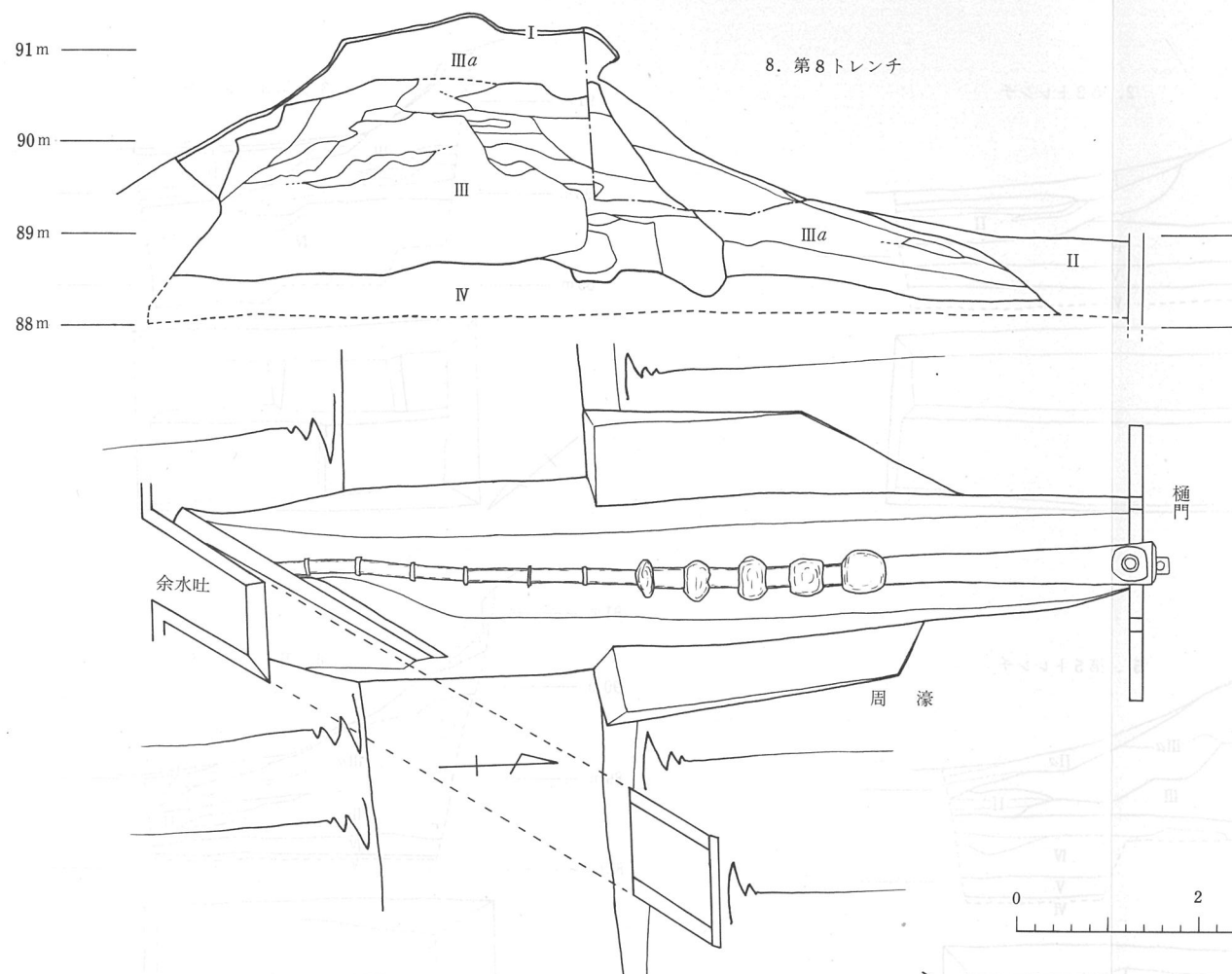
第8トレンチ（第15図8） このトレンチは樋門樋管改修部分のため、土堤を横断する長大なもので長さ十メートルに達する。在来の樋管はIV層の黒褐色粘土層を掘り込んで埋設していた。

築堤盛土層のIII層は、第5トレンチ以下についてはこれが修復の事実を示す2種に分かれる。このことは濠内堆積層（II層）の状況からも肯首される。このようにIII層が2つに分かれる状況は、本トレンチについても看取できた。ところがその実態については他と相違がある。すなわち、他ではIII a層がIII層の上ののっていたのに対し、ここではIII a層がIII層を包み込むようになっている。従って、III層は直接にはII層と接触していない。また両者の境界は整然としているが、特に濠側では明瞭で、ほとんど一直線に近い。III a層を形成する前にIII層の端部を削り取ったものであろう。両者の盛り土の方法については、III層が丁寧に突き固めているのに対して、III a層はかなり粗雑である。以上のことは、他のトレンチのようにIII a層が土堤の修復を示すものではなく、両者が一体である可能性を窺わせる。

第9トレンチ（第15図9） このトレンチの特徴は、II層が2つに分かれるのに反して、III層を分けることができない点にある。



第14図 欽明天皇陵トレンチ平面および断面図(1) (1/80)



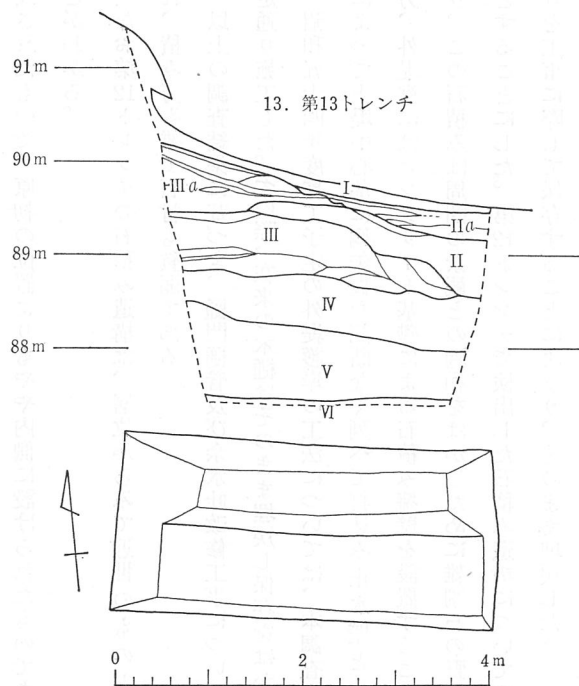
第15図 欽明天皇陵トレンチ平面および断面図(2) (1/80)

本トレンチではIV層が濠側に向かって急傾斜しており、この傾斜面上にIII層を介さずII層が直接堆積している。そしてこれらの上にIII a層があり、この傾斜面上にII a層が堆積しているのである。従って、この部分では幕末以後の最初の築堤に際して、新たに盛土を施さず従来の堆積土を削除しただけに終わったか、盛土を積んだにしてもごくわずかの量であったと思われる。

第10・11トレンチ(第15図10・11) 両者の層位状況は全く同じである。表土の標高は北側にある第11トレンチの方が高いが、IV層以下についてはこの関係は逆転する。遺物は第10トレンチのIII層から幕末期の青磁(第17図11)や伊万里焼が出土している。両トレンチとも、V層の存在を確認することができた。

第12トレンチ(第15図12) このトレンチではII・III層とも2層に分かれず単一の状況を示しているが、これは次の石積み遺構(図版四1)と関係あるように思われる。

石積みは人頭大の割石を用いた3〜4段の野面積みで、東北〜西南の方向をさして土堤とは平行しない。そこで、南側では土堤下にもぐり込むものかどうかを調べるために、トレンチの西端より二メートルにわたって南に一メートル余り拡張した。その結果、拡張したあたりで方向を南寄りに変えていることが判明した。次に石積みのレベルは、上面は八九・五〜八九・七メートルのあたりを示しているのに対し、基底面は大体八九メートルで一定している。これはいずれもIII層の中に納まる



第16図 欽明天皇陵トレンチ平面および断面図(3) (1/80)

位置にある。中でも石積みの基底面は、IV層との境界にあることが認められる。さらに、石積みを境として濠側にはII層が堆積している。このことは石積み遺構が護岸施設であることを示しており、築造時期は層位からみて近世のものである。

第12bトレンチ(第15図12) 第12トレンチで検出した石積みが北側でどうなるのかを検討するために、幅〇・五メートルの畦を残して新たに設定した。石積みは予想した位置にあったが、レベルはやや低くなっ

ている。層位との関係については第12トレンチと同じ。

第13トレンチ（第16図）特に変化なく、標準的な堆積の状況を示している。IV層からは、土師器や古墳時代（6～7世紀）の須恵器（第17図3・8）が出土し、V層からは、古墳時代（6世紀）の須恵器（第17図7）が出土した。

各トレンチの概況は以上の通りであるが、ここで少しまとめておこう。

地山の確認しえた所はすべて花崗岩の風化した砂層（IV層）で、極めて単調である。このIV層の上には池沼堆積層（V層）がのっているが、ここから出土した遺物はどれも古墳時代に属する。そしてこの層はいずれのトレンチにおいても水平に堆積しており、特に南側では現在の土堤下を通り外方にまで延びている。このことは確認しえたトレンチの位置からみて、本陵の南側全体についてあてはまろう。またこのようにV層が現在の土堤よりも外方に延びているという現象は、東側や西側についてもいえそうである。そこで現在の土堤の外側に目をやると、南側には土堤に沿って字を池田と称する極めて幅狭く低い田が展開し、このさらに南側の田が再び高くなっているのが注目される。このため、池田を外濠の痕跡とする二重濠説が提起されたこともあったが、池沼堆積層の広がりや現況の地形をあわせ考えると、元はこれら全体が一つの濠であったと考えられるのである。そして、同様のことは東側や西側についてもいえようから、原初の濠は今よりさらに一〇メートルばかり広い広大な

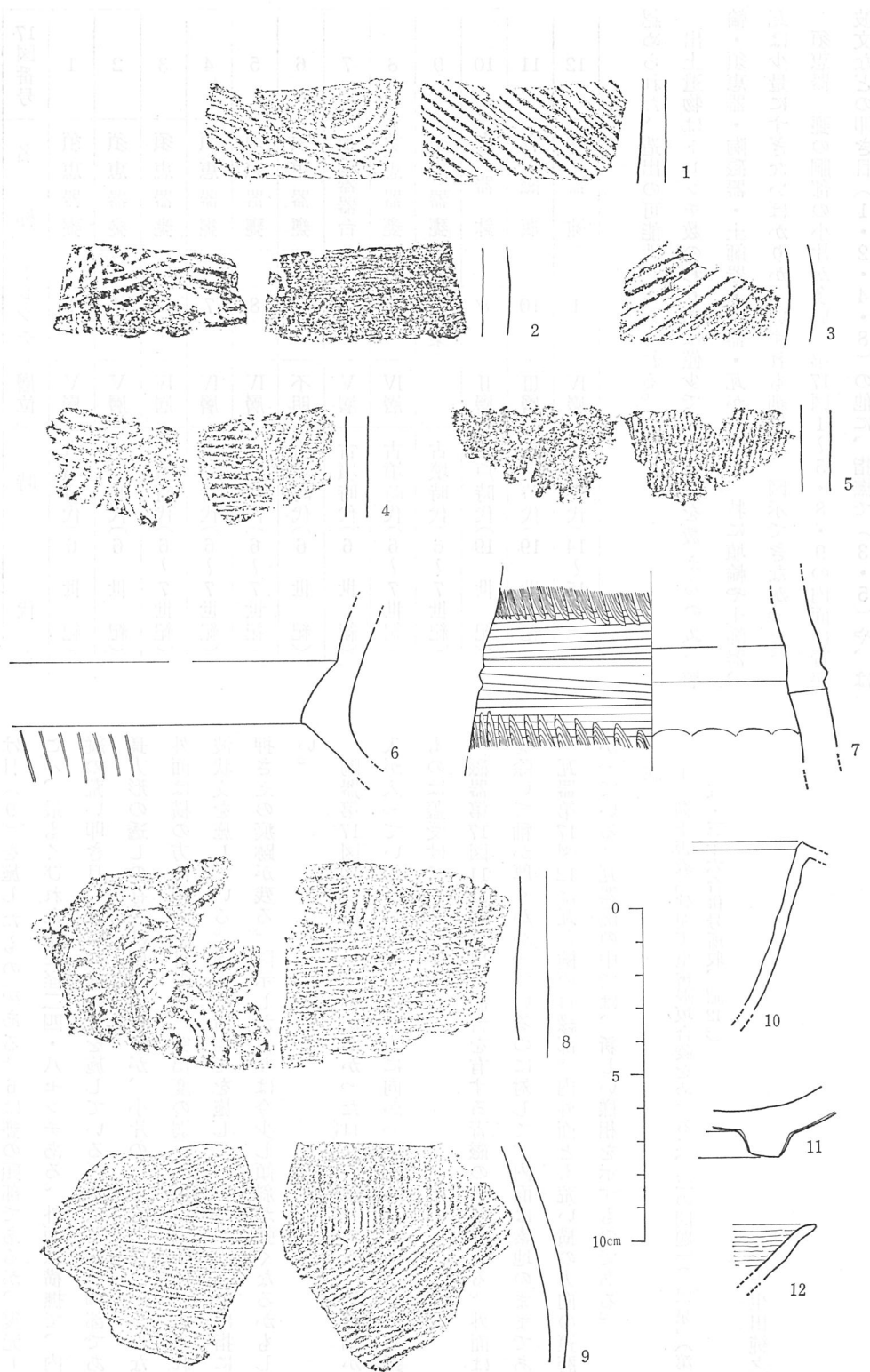
ものであったとみてよい。一方北側の濠は丘陵を切断して造成していると思われ、当初の濠幅が南側ほど広がるとは考えがたく、本陵の周濠は左右対称の均整なものではなかったようである。

次にIV層は、現在の土堤を築成するまでの堆積層である。この上の築堤土層であるIII層からは、いくつかのトレンチで幕末期の陶磁器が出土している。また『文久山陵図』の「荒蕪図」をみると、周濠は埋もれてしまい所々に小池があるだけである。ところが「成功図」では整然と水をたたえた周濠が描かれている。従って現在の土堤が文久の修陵時に築成されたもので、原初の位置よりもやや内側に設けられたものであることがわかる。

なお第12トレンチの石積み遺構は、層位からみて近世のものと思われる、積み方も雑で石材も貧弱である。

以上の調査結果に基づき、樋門樋管及び余水吐改修工事については予定通り施工した。その際、在来の木樋はそのまま埋戻し保存をはかった。昭和五十四年度施工予定の外堤護岸の工法については、本調査の結果によって土堤中心部に鋼矢板を間断なく列べて打込み止水壁とする一方、外堤裾にはコンクリート基礎による石積み擁壁を設置することになり、この石積みは周囲の景観との調和をはかるために雑割石の野面積みとすることにした。第12トレンチで検出した石積み遺構については、これを工事に際して保存することに決まり、そのまま埋戻した。

なお調査のために濠水を落した結果、墳丘南側のクビレ部に突出部が



第17図 欽明天皇陵出土遺物実測図 (1/2)

17 図番号	名 称	トレンチ	層 位	時 代
1	須恵器甕	1	V 層	古墳時代(6 世紀)
2	須恵器甕	4	V 層	古墳時代(6 世紀)
3	須恵器甕	13	IV 層	古墳時代(6~7 世紀)
4	須恵器甕	7	IV 層	古墳時代(6~7 世紀)
5	須恵器甕	8	IV 層	古墳時代(6~7 世紀)
6	須恵器甕	10	不明	古墳時代(6 世紀)
7	須恵器器台	13	V 層	古墳時代(6 世紀)
8	須恵器甕	13	IV 層	古墳時代(6~7 世紀)
9	須恵器甕	表面採集		古墳時代(6~7 世紀)
10	陶 器 鉢	8	II 層	江戸時代(19 世紀)
11	青 磁 瓶	10	III 層	江戸時代(19 世紀)
12	瓦 器 碗	1	IV 層	室町時代(14~15 世紀)

認められた。造出の可能性が考えられる。

出土遺物はトレンチ数のわりには僅少で、七九点を数えるのみ。埴輪・須恵器・陶磁器・土師器・瓦器・瓦があるが、特に埴輪や土師器、瓦は少量にすぎないばかりか、いずれも細片で、図示できなかった。

須恵器 甕の胴部の小片が多い。第17図1~5・8・9の内面は青海波文などの叩き目(1・2・4・8)の他に、指撫で(3・5)や、は

け目(9)を施したものがある。6は甕の頸部であるが、復元したところ、最もくびれた所で径二四・八センチある。外面は横撫で、内面は縦の荒い叩き目の後に、横撫でを施している。7は器台の脚部である。長方形の透しの存在は確認できるが、小片のためその数はわからない。外面は横の方向のかき目の後、突出度の弱い凸帯の上下にそれぞれ櫛描波状文を施している。内面は横撫でを施しているが、下方には指による押さえの痕跡が残る。図示したよりは今少し傾斜が強くなるかもしれない。

陶器第17図10は両面に灰釉がかかった口元くちばしの鉢である。釉は細かい貫入が入っている。口縁部から外方に向かって斜め下に延びている罫状のものは蓋受けであろうか。

磁器第17図11は削り出し高台を有する青磁の底部である。外面は畳付たたみづきを除いて釉が厚くかかっているのに対して、内面は素地のままである。

瓦器第17図12は瓦器碗の口縁部。内外面とも荒い横の方向の篋磨きがかっている。瓦器碗の中では、新しい様相を示すものである。

註

- 1 網干善教「欽明天皇櫓隈坂合陵をめぐる二、三の問題」(『史泉』(第三十 五・三十六合併号所収、昭42。))

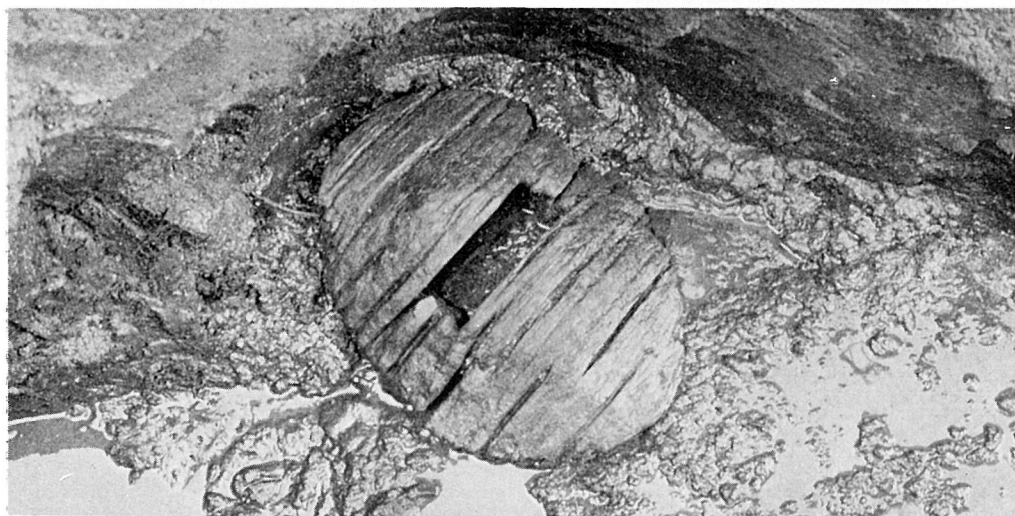
(土生田純之)



1. 欽明天皇陵 第12トレンチ石垣（東から）



2. 埴口丘陵 埴輪出土状況（南から）



3. 埴口丘陵 有孔木製品出土状況（南から）